

半減目標に関する事項（獣種による現状等）（案）

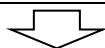
1. 目的

環境省と農林水産省では、被害を及ぼしている特定の鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣管理対策を強化することとしている。

2. 制度

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成 25 年 12 月 26 日環境省・農林水産省）】

- 当面の捕獲目標 ニホンジカ、イノシシについては、10 年後（令和 5 年度）までに個体数を半減させることを目指す。



【シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直し（令和 5 年 9 月 1 日）】

生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、更なる捕獲対策の強化を図り、

- シカは、令和 10 年度までに、生息頭数の平成 23 年度水準からの半減を目指す。
- イノシシは、平成 23 年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持する。

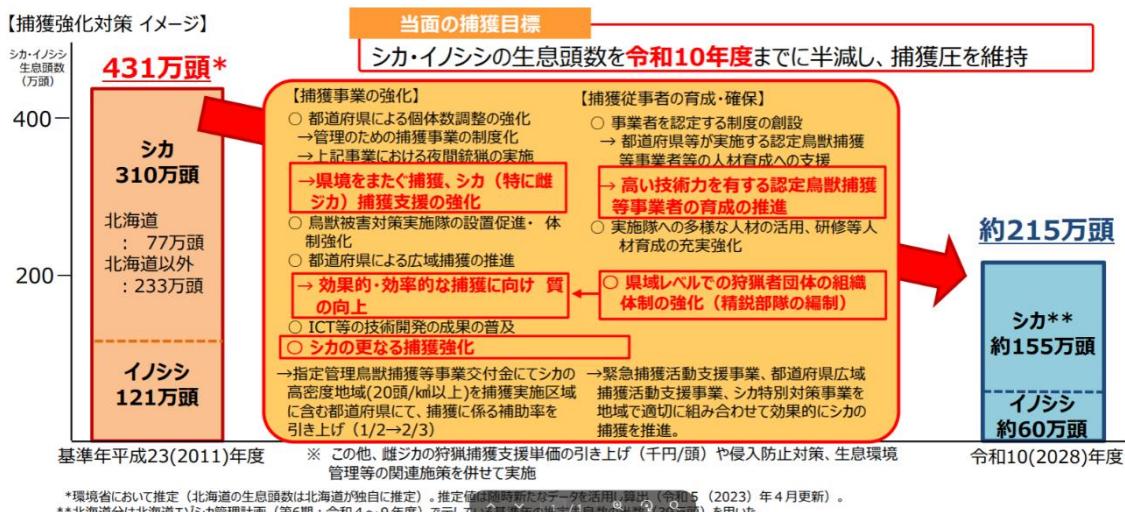
3. 現状

- 野生鳥獣による農作物被害額は 164 億円（令和 5 年度）。全体の約 7 割がシカ、イノシシによる被害。
- 推定個体数（令和 4 年度時点）は、

ニホンジカ（本州以南）は約 246 万頭（中央値）※90%信用区間：216～305 万頭

イノシシは約 78 万頭（中央値）※90%信用区間：58～105 万頭

- 令和 5 年度の捕獲頭数は合計 124 万頭。令和 6 年度の捕獲目標を合計 140 万頭と設定。
- シカの捕獲頭数は 72 万頭となり、令和 4 年度とほぼ同じ水準。イノシシの捕獲頭数は 52 万頭となり、東日本を中心に増加、西日本を中心に減少。



4. 対応方針（案）

- 基本指針には、「第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方」において、最新の現状を説明する。